

堺市社会的養育推進計画

令和2年3月
堺市

目 次

1	堺市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
2	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	2
3	子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	5
4	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	8
5	里親等への委託の推進に向けた取組	11
6	パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	13
7	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	14
8	一時保護改革に向けた取組	16
9	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	19
10	児童相談所の強化等に向けた取組	20
11	検討経過	21
	用語の説明	22

1 堺市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 計画策定の趣旨

平成 28 年施行の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「改正児童福祉法」という。）では、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記された。

国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則としたうえで、家庭における養育が困難または適当でない場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組、普通養子縁組、里親等への委託を進めることとされた。

そして、これらが適当でない場合には、小規模化かつ地域分散化された児童養護施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。

また、改正児童福祉法を受けて、平成 29 年 8 月には、国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

「新しい社会的養育ビジョン」では「家庭養育優先原則」を実現するために、実親支援や養子縁組の利用促進を進めたうえで、フォスタリング機関の整備と合わせ、里親等委託率（代替養育を受けている子どものうち、里親委託されている子どもの割合）向上への取組を行うことにより、愛着形成に最も重要な時期である 3 歳未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね 7 年以内に里親等委託率 75%以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親等委託率 50%以上を実現することが示された。

都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市では、改正児童福祉法の理念や「新しい社会的養育ビジョン」で示された基本的な考え方に沿って、既存の都道府県推進計画（平成 27 年度からの 15 年計画）を全面的に見直し、新たな計画として、令和元年度中に「社会的養育推進計画」を策定することが求められている。

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「第二次大阪府社会的養護体制整備計画（都道府県推進計画（堺市））」を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と本市の現状を踏まえ、各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するとともに、里親等委託率の目標を設定し、社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「堺市社会的養育推進計画」を策定した。

(2) 計画の期間

計画期間は、令和 11 年度を終期とし、令和 2 年度から令和 6 年度までを前期、令和 7 年度から令和 11 年度までを後期とし、令和 6 年度末及び各期の中間年を目安として進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを図る。

(3) 他の計画との関係

本計画の内容は、本市の子どもとその家族に関する施策を体系化し、妊娠・出産から乳幼児期、学童期及び青少年期に至る切れ目のない子ども子育て施策を総合的に推進する計画として策定した「堺市子ども・子育て総合プラン（第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画）」（令和 2 年 3 月策定）の内容と整合を図っている。計画の推進にあたっては、同プランに掲載されている事業との連携・調和を図りながら取り組む。

2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

（1）子どもからの意見聴取

<現状>

児童養護施設等（以下、「施設等」という。）や里親・ファミリーホーム（以下、「里親等」という。）に措置した子どもや一時保護した子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもから意見聴取したり、子どもが意見表明しやすくしたりする方策として、以下の取組を行っている。

① 「子どもの権利ノート」ハンドブックの活用

子ども相談所と施設等の職員がこのハンドブックを活用し、子どもの健やかな成長や自立を支援している。

② 「児童援助計画」及び「自立支援計画」の作成

子ども相談所は、子どもとその家族の複雑な支援ニーズを適切に把握・評価し、具体的で実効性のある指針として「児童援助計画」を作成し、施設等は、「児童援助計画」に基づき「自立支援計画」を作成し、援助を行っている。

③ 代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続時の取組

子ども相談所が、子どもを施設等や里親等に措置する場合、子どもや保護者にその理由等について十分な説明を行うとともに、入所施設の名称、所在地、施設の特色、措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について説明している。

④ 子ども相談所による施設等在籍児童の状況調査

子ども相談所は、年1回程度、施設等へ訪問調査を実施し、児童福祉司と施設職員で「自立支援計画」の見直しを行う。また、子どもと個別に面接を行い、子どもの意見を計画に取り入れるようにしている。

⑤ 苦情解決の推進

施設等に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設置し、苦情を聴き、解決に努めている。子どもに苦情解決の仕組みをわかりやすく周知することや、意見箱の設置、児童自治会、個別面接、日記指導等により、子どもが意見や不安などを言いやすい環境を作っている。

また、施設職員以外の第三者が「苦情相談員」や「苦情調整委員」として、苦情解決のために適切な対応を行っている。

⑥ ライフストーリーワークの実施

子どもとその家族、子ども相談所、施設等が、子どもの入所理由を正確に共有するために子どもの理解力に合わせたライフストーリーワークを実施し、子どもと家族が接点を持ち続けられるように支援している。

⑦ 子どもの権利擁護に関する研修の実施

被措置児童等虐待を防止するため、事案への対応方法や施設職員の意識向上につながる研修等を行い、人材育成を図るとともに、子どもの権利擁護の仕組みを周知している。また、子ども間の人権侵害事案をなくすため、子どもに対する研修を実施している。

<課題>

① 「子どもの権利ノート」ハンドブックに、里子に関する権利擁護の視点が入っていない。普段、子どもと接する大人が、子どもの意見をしっかり把握する必要がある。

② ライフストーリーワークは、必要に応じてケース選定を行って実施しているが、全ケースで実施しているわけではない。

- ③ 外部有識者による子ども相談所の運営等に関する評価・助言を実施しているが、一時保護所の評価検証において、一時保護所の現地視察や入所している子どもの意見聴取は行っていない。

＜今後の取組＞

- ① 「子どもの権利ノート」ハンドブックの改訂
「子どもの権利ノート」ハンドブックに里子に関する権利擁護の視点を加える。改訂にあたっては社会的養護の経験者や施設等の子ども（里子を含む）に、生活に関するアンケート等を実施し、他の指針（児童相談所運営指針等）と整合を図りながら改善を行う。
また、子どもにとって身近な存在である子ども相談所や施設等の職員が、子どもから意見聴取する取組を充実する。
- ② ライフストーリーワークの充実
施設等の子ども全員にライフストーリーワークを実施する仕組みを構築する。
- ③ 一時保護所の第三者による評価の充実
一時保護ガイドラインにある第三者による評価の趣旨を踏まえ、一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みとして、現在実施している一時保護所の評価検証の実施内容を充実するなど第三者による評価の機能を高める。

（2）施策を検討する際の子どもからの意見聴取

＜現状＞

施設等を退所した子どものアフターケアを考えるうえで、「退所児童の実態調査」を行い、退所した子どもの意見聴取を実施している。

＜課題＞

施設等の職員や行政等の関係者では気付くことができない課題について、当事者から十分に意見聴取できていない。

＜今後の取組＞

社会的養護に関する施策や施設等で暮らす子どもの権利を守る方策を検討する際には、当事者である子ども（社会的養護の経験者を含む）から聞き取りを実施する。措置先（委託先）の施設等や里親等から対象者を選定し、アンケート調査やインタビューを行う。

（3）第三者支援による子どもからの意見聴取

＜現状＞

- ① 「子どもたちへの大切なお知らせ」の配付
施設等で暮らす子どもが、施設職員や他の子どもから暴力等を受けた場合の連絡・相談先を記載した冊子「子どもたちへの大切なお知らせ」を配付している。電話で連絡できない場合は、ハガキで相談できるようになっている。
- ② さかい子ども相談フリーダイヤル
上記の冊子に記載している連絡先は、休日や夜間も連絡が可能である。
- ③ 施設等の第三者委員
上記の冊子に施設等の第三者委員名を明記している。また、施設等では玄関等のわかりやすい場所に掲示している。

<課題>

子どもが安心して意見表明するためには、子ども相談所や施設等の職員以外の第三者と良好な関係を築き、つながりがあることが必要である。

<今後の取組>

- ① 安心して意見表明できることを子どもに周知する。
- ② 施設等の第三者委員と子どもと一緒に食事をする機会を作るなど、日常的な交流の仕方を検討する。
- ③ 国の調査研究を踏まえ、子どもの権利擁護を図る新たな仕組みを検討する。

3 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

(1) 子育て世代包括支援センターの設置

<現状>

本市では、平成27年度、全区に子育て世代包括支援センターを設置した。妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行っている。

(2) 子ども家庭総合支援拠点の設置

<現状>

子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点機能を有している。本市では区の子育て支援課がその役割を担っている。

<課題>

本市では、区の子育て支援課が子ども家庭総合支援拠点の機能を有しているが、相談員の配置人数等は国の基準に達していない。

<今後の取組>

家庭相談員等の体制強化を図り、令和4年度を目途に子ども家庭総合支援拠点の設置を推進する。

(3) 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成

<現状>

要保護児童対策調整機関の調整担当者を対象に、平成29年度から調整担当者研修を実施している。また、幅広い専門知識の習得及び相談技術の向上をめざす能力向上研修（年5回程度開催）を実施している。

<課題>

子ども家庭総合支援に携わる人材においては、要保護児童対策調整機関の調整担当者と同程度に、知識や技能を向上させる必要がある。

<今後の取組>

子ども家庭総合支援に携わる職員のうち、調整担当者研修の受講を義務付けられていない職員についても、本研修の受講を推奨する。

(4) 支援メニューの充実（ショートステイ・トワイライトステイ）

<現状>

① ショートステイ・トワイライトステイが利用可能な施設（計6カ所）

堺区	中区	北区	市外
母子生活支援施設 1カ所	児童養護施設 3カ所	児童養護施設 1カ所	乳児院 1カ所

② ショートステイ（短期入所生活援助事業）利用実績

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
世帯数	16 世帯	24 世帯	21 世帯	23 世帯	30 世帯
子ども数	29 人	46 人	39 人	37 人	46 人
延べ利用日数	309 日	517 日	459 日	245 日	453 日

③ トワイライトステイ（夜間養護等事業）利用実績

年 度		H26	H27	H28	H29	H30
世帯数	夜間養護	2世帯	2世帯	5世帯	9世帯	8世帯
	休日預かり	4世帯	5世帯	8世帯	13世帯	16世帯
子ども数	夜間養護	5人	3人	7人	13人	11人
	休日預かり	7人	7人	9人	15人	20人
延べ 利用日数	夜間養護	4日	136日	197日	199日	363日
	休日預かり	30日	48日	63日	63日	213日

<課題>

- ① 施設等の入所状況により、ショートステイ・トワイライトステイを利用できない場合がある。
- ② ショートステイ・トワイライトステイの利用可能な施設が市内に偏在している。

<今後の取組>

- ① 施設等の小規模かつ地域分散化によって生じる本体施設のスペースを生かした多機能化の取組として、ショートステイ・トワイライトステイの枠を確保する。
- ② 週末里親及び民間団体を活用する。

〔参考〕週末里親活動実績

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
週末里親数	49 組	56 組	57 組	62 組	66 組
活動里親数	22 組	24 組	26 組	25 組	24 組
利用子ども数	30 人	30 人	34 人	31 人	31 人

(5) 母子生活支援施設の活用

<現状>

母子生活支援施設は、DV 等の被害により他市から避難してきた母子が中心であり、母子の日常生活や子育ての支援、地域での自立生活を見据えた就労支援、子どもの学習支援を実施している。

<課題>

これまでの母子保健中心の相談体制に加え、妊娠から出産後に至るまで親子を継続的に支援する社会的養護体制を整備する必要がある。

<今後の取組>

既存の母子生活支援施設を活用し、特定妊婦の入所支援を行う。

(6) 児童家庭支援センターの機能強化

<現状>

本市では、平成 19 年度に児童家庭支援センターを設置し、次の業務を行っている。

【業務内容】

- ① 相談事業
- ② グループワーク・集団指導（子どもを育てる親を支援するプログラム等）
- ③ 子ども相談所からの指導委託
- ④ 里親等への支援
- ⑤ 関係機関等との連携・連絡調整
- ⑥ DV被害で避難した子どもと保護者の心理ケア
- ⑦ 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の家庭への訪問

<課題>

虐待相談対応件数が増加する中、児童家庭支援センターは地域に応じた役割を果たすことが求められる。

<今後の取組>

- ① 児童家庭支援センターの専門性を生かして、子ども相談所や区の子育て支援課を補完する事業を強化する。
- ② 子ども相談所からの指導委託件数の増加を図る。

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

(1) 代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）

平成 18～29 年度の児童人口及び社会的養護子ども数の実績に基づき回帰分析を行い、表 1 の将来推計年齢別児童人口を基に、表 2 の将来推計年齢別社会的養護子ども数を算出した。

表 2 の 6～17 歳には、表 3 の児童自立支援施設及び児童心理治療施設への入所が妥当とする子どもが含まれるため、これらの子ども数を差し引き、表 4 の代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）を算出した。なお、算出に当たっては、国の計画策定要領で示される指標（潜在的な需要として考えられる「児童相談所における養護相談対応件数」の伸び率等）についても検証した上で、上記の算出方法が妥当と判断した。

表1 将来推計年齢別児童人口（単位：人）

年度	0～2 歳	3～5 歳	6～17 歳	合 計
R元	19,198	20,480	92,817	132,495
R2	18,775	20,296	91,144	130,215
R3	18,694	19,595	89,732	128,021
R4	18,637	18,943	88,168	125,748
R5	18,276	18,531	86,770	123,577
R6	17,891	18,448	85,188	121,527
R7	17,516	18,384	83,131	119,031
R8	17,164	18,021	81,583	116,768
R9	16,862	17,637	79,870	114,369
R10	16,578	17,265	78,137	111,980
R11	16,327	16,912	76,507	109,746

表2 将来推計年齢別社会的養護子ども数(単位：人)

年度	0～2 歳	3～5 歳	6～17 歳	合 計
R元	52	55	249	356
R2	51	55	248	354
R3	51	54	247	352
R4	52	52	245	349
R5	51	52	244	347
R6	51	52	242	345
R7	50	53	239	342
R8	50	52	238	340
R9	50	52	236	338
R10	49	52	234	335
R11	50	51	232	333

表3 児童自立支援施設及び児童心理治療施設への入所が妥当と考えられる子ども数（推計）（単位：人）

年度	6～17 歳
R元	23
R2	23
R3	23
R4	23
R5	22
R6	22
R7	22
R8	22
R9	22
R10	22
R11	21

表4 代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）（単位：人）

年度	0～2 歳	3～5 歳	6～17 歳	合 計
R元	52	55	226	333
R2	51	55	225	331
R3	51	54	224	329
R4	52	52	222	326
R5	51	52	222	325
R6	51	52	220	323
R7	50	53	217	320
R8	50	52	216	318
R9	50	52	214	316
R10	49	52	212	313
R11	50	51	211	312

(2) 里親等委託が必要な子どもの割合（国の要領で示された算式 1 及び算式 2 を用いた見込み）

算式 1： 0～2 歳 63% 3～5 歳 71% 6～17 歳 63% 全体約 64%
 算式 2： 0～2 歳 75% 3～5 歳 60% 6～17 歳 52% 全体約 56%

(3) 里親等委託が必要な子ども数

里親等委託が必要な子ども数は、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや、年長で「家族」に対する拒否感が強い子どもであるなど留意する必要がある場合に用いる算式 2 により算出した。

令和 11 年度に里親等委託が必要な子ども数は 175 人となる。（表 5）

表 4 と表 5 の数値の差が、施設で養育が必要な子ども数となる。（表 6）

表 5 里親等委託が必要な子ども数 (単位：人)

年度	0～2 歳	3～5 歳	6～17 歳	合 計
R元	38	33	117	188
R2	38	33	116	187
R3	38	32	115	185
R4	38	31	114	183
R5	38	31	114	183
R6	38	31	113	182
R7	37	31	112	180
R8	37	31	111	179
R9	37	31	110	178
R10	36	31	109	176
R11	37	30	108	175

表 6 施設で養育が必要な子ども数 (単位：人)

年度	0～2 歳	3～5 歳	6～17 歳	合 計
R元	14	22	109	145
R2	13	22	109	144
R3	13	22	109	144
R4	14	21	108	143
R5	13	21	108	142
R6	13	21	107	141
R7	13	22	105	140
R8	13	21	105	139
R9	13	21	104	138
R10	13	21	103	137
R11	13	21	103	137

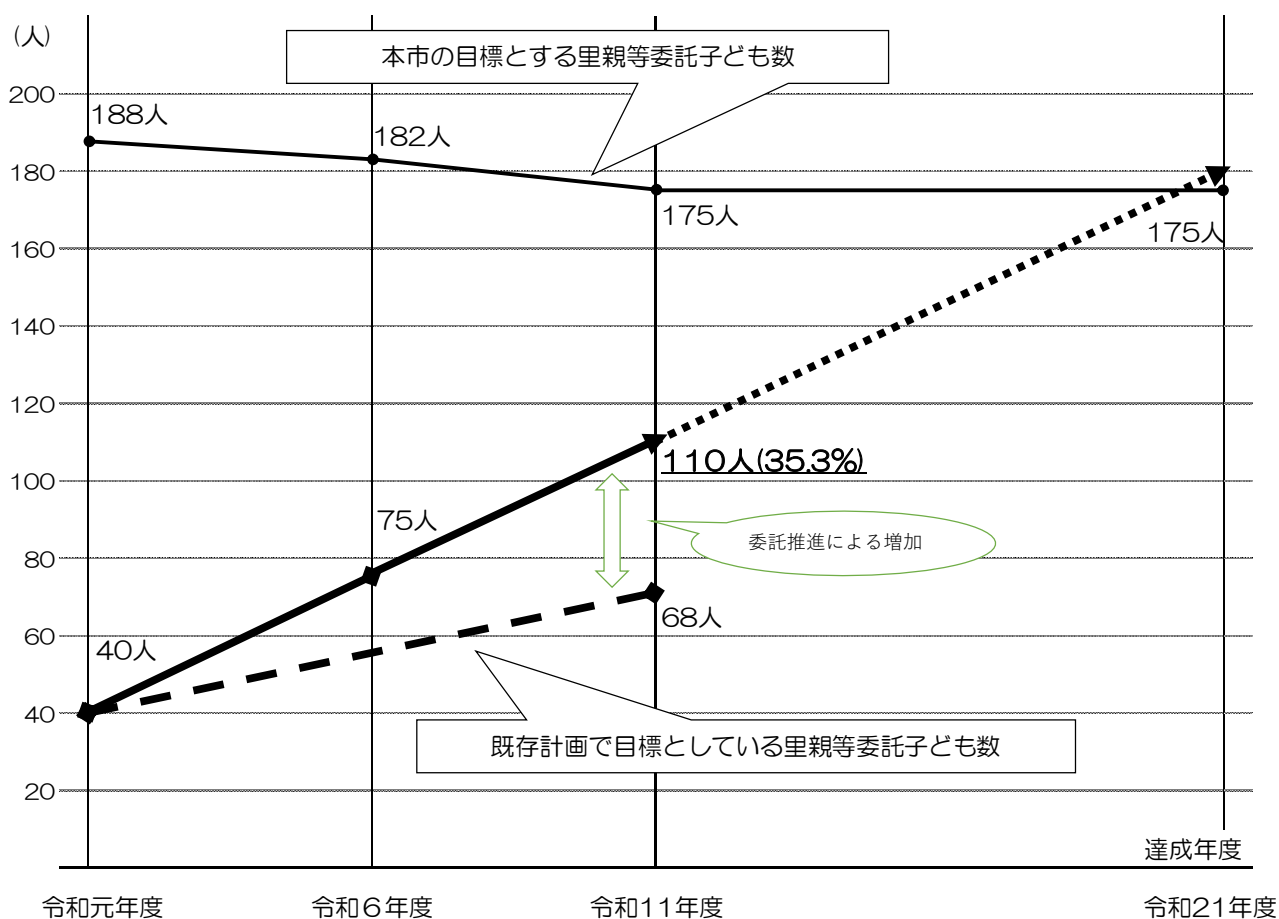
(4) 計画期間中にめざす里親等委託の子ども数の範囲 (図 1)

子ども相談所開所(平成 18 年度)以降の里親等委託子ども数の平均増加数は、年間約 3 人であり、直近 3 年(平成 28~30 年度)の里親等委託子ども数は、毎年 6 人ずつ増加している。ファミリーホームの増設や、家庭的養育優先原則の実現に向けた取組により、今後、毎年 7 人ずつ増加していくものと推定した場合、令和元年度から概ね 20 年で本市の目標とする里親等委託子ども数の 175 人に到達する。

これによると、令和 11 年度の目標は、110 人となり、里親等委託率は 35.3%となる。

この目標を達成するため、委託等に必要となる登録里親やファミリーホームの確保、里親委託に同意しない親への働きかけ、未委託里親の活用、民間機関の積極的な活用等を推進する。

図 1 計画期間中にめざす里親等委託の子ども数の範囲



5 里親等への委託の推進に向けた取組

(1) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

<現状>

子ども相談所をフォスタリング機関に位置づけ、次の業務を実施している。なお、業務の一部は民間の相談支援機関を活用している（下記の※）。

【業務内容】

- 里親制度の啓発及び里親のリクルート※

シンポジウム等

大阪府・大阪市と連携し養子縁組里親や養育里親に関連したテーマでシンポジウムを開催。本市内に本拠地のあるスポーツクラブの協力を得て試合会場において、里親のPRを実施。

地域相談会

ショッピングモール等において、直接、里親や支援員が相談に応じる場を設けている。同時にパネル展も実施。

短期養育里親説明会

里親は長期で子どもを養育するものと考え、その負担感から里親登録をためらう方に対しては、平成29年10月から短期間（1週間から数か月）養育する短期養育里親という制度を紹介し、心理的負担を軽減することで新規登録者の増加に努めている。

上記等を実施し、里親候補者を開拓。

- アセスメント（里親希望者への面接、調査、家庭訪問）
- 里親登録前研修 ※
- 認定登録（里親審査部会に関する事務を含む）
- マッチング
- 里親委託中の支援※

里親家庭訪問

子ども相談所職員、里親支援機関職員、里親支援専門相談員により養育状況の確認や育児不安に関する支援を実施。

里親同士の交流支援

里親サロンをはじめ、里親会活動の中で里親同士が交流できる場を提供。

研修

登録後の任意の研修を通して、養育スキルの向上や養育課題への対応を学習。

- 里親委託解除後の支援（里親家庭訪問、里親同士の交流支援、研修）
- 未委託里親の支援（実技研修等、里親同士の交流支援）※
- 堺市里親会への支援 ※
- 週末里親事業（研修、登録、マッチング）※

<課題>

- ① 里親等委託を進めるには、登録里親及びファミリーホームの数が足りていない。
- ② 里親等委託が必要な子ども数は増加しており、里親等のアセスメントや委託後の支援等、子ども相談所の業務量も増加している。
- ③ フォスタリング業務を包括的に実施できる民間の相談支援機関は全国的に少ない。
- ④ 子どもとマッチングできていない未委託里親が一定数存在する。

＜今後の取組＞

- ① 里親の開拓等にノウハウを有する民間の相談支援機関の活用や実践を伝えることができる里親会との協働により、子育て支援や社会貢献に関心のある層を中心に働きかけ、新規の里親開拓を推進する。
- ② 改修費補助制度を活用し、ファミリーホームの設置を促進する。
- ③ 里親等のアセスメントや里親認定登録に関する事務、マッチング、委託後の里親支援等のフォスタリング業務を包括的に実施できる民間の相談支援機関を活用する。
- ④ 未委託里親や短期養育里親等にレスパイト機能を担ってもらい、養育里親が疲弊して里親委託が不調にならないよう支援する。
- ⑤ 未委託里親や乳児を希望する里親に、ニーズに合った実技研修を実施し、いつでも受け入れできるような体制を整備する。

(2) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ① 委託子ども数（年齢は3月31日現在） （単位：人）

年齢区分	0～2歳	3～5歳	6～17歳	合計
平成30年度	14	8	18	40
令和6年度	16	13	46	75
令和11年度	23	19	68	110

- ② 里親等委託率（年齢は3月31日現在） （単位：％）

年齢区分	0～2歳	3～5歳	6～17歳	合計
平成30年度	37.8	15.6	7.6	12.4
令和6年度	31.4	25.0	20.9	23.2
令和11年度	46.0	37.3	32.2	35.3

- ③ 新たに確保が必要な里親数等（3月31日現在）

区分	里親		ファミリーホーム	
	登録里親数	委託子ども数	設置力所数	措置子ども数
平成30年度	74組	34人	1カ所	6人
令和6年度	122組	60人	3カ所	15人
令和11年度	172組	85人	5カ所	25人

6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

<現状>

- ① 子ども相談所が関与する特別養子縁組の検討対象となる子ども数
平成 30 年度 17 人
- ② パーマネンシー保障への取組
家族再統合が困難な子どもに対し子ども相談所の実親子ども担当者が実親と子どもの気持ちを聴き取り、特に子どものためにその関係を調整した上で里親担当者が、実親に養子縁組制度を丁寧に説明し承諾を得ることで、特別養子縁組等によるパーマネンシー保障に努めている。
- ③ 愛の手運動
全国の里親希望者と子どものマッチング機会を増やすため、公益社団法人家庭養護促進協会と提携し、毎日新聞に養子縁組を検討している子どもの情報を掲載している。
- ④ 民間の養子縁組あっせん団体との連携
実親のニーズを把握し、養子縁組の対象となる子どもが、あっせんを受けた養親家庭でも引き続き支援を受けられるように養親を管轄する児童相談所へ情報提供する。
- ⑤ 医療機関との連携
養子縁組里親等の希望者に対し、医療機関で乳児の養育実習を実施している。

<課題>

- ① 未委託里親が一定数存在するため、子どもとのマッチングを推進する必要がある。
- ② 早期に特定の大人との愛着関係をはぐくむため、生後速やかに委託することが望ましい。
- ③ 養子縁組里親希望者の多くは、乳幼児を希望するが、子育ての経験者が少ない。
- ④ 特別養子縁組成立後も引き続き支援が必要である。

<今後の取組>

- ① 施設等と連携し、養育実習や法定研修以外の研修の場を設ける。また、実親や親権者が行方不明や死亡等で意向確認ができない場合、弁護士と法的対応を協議し、特別養子縁組等の成立をめざす。
- ② 医療機関と連携し、乳児委託促進事業を実施する。
- ③ 乳児院や乳児ホーム等、乳幼児と直接ふれあう実習ができる施設を開拓する。また、養子縁組里親希望者には、養子縁組を行う前に、育児手法を学ぶ場を提供し、活用できる保健・福祉サービスを紹介するなどして、継続した支援を行う。
- ④ 特別養子縁組における子どもの年齢制限が引き上げられることに伴い、養育里親から養子縁組を希望する里親についても支援を行う。
- ⑤ 養親同士が交流できる仕組み（ピアサポート）を構築する。

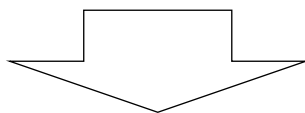
7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

令和 11 年度 137 人（表 6 のとおり）

① 平成 30 年度施設等別の子ども数及び確保数（単位：人）

区 分		子ども数	確 保 数
施 設	児童養護（地域・分園）	21	22
	児童養護（本体）	261	290
	計	282	312
里 親 等		40	74
合 計		322	386



② 令和 11 年度施設等別の子ども数及び確保数（単位：人）

区 分		子ども数	確 保 数
施 設	児童養護（地域・分園）	60	72
	児童養護（本体）	142	210
	計	202	282
里 親 等		110	197
合 計		312	479

※上表は、既存施設を基に算出したもの

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

<現状>

堺市内の児童養護施設には、本体施設以外に地域小規模児童養護施設 1 カ所、分園型小規模グループケア 2 カ所、乳児棟 1 カ所がある。

ケアニーズの高い子どもの支援は、堺市管轄の児童養護施設が中心になって取り組んでいる。

<課題>

- ① できる限り良好な家庭環境での養育をめざすためには、市内の地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアが不足している。
- ② 児童養護施設の子どもの多くは、虐待等の不適切な養育により、トラウマ関連障害やアタッチメントに関する課題（愛着障害）を抱えており、ケアニーズが高い。
- ③ 施設等への一時保護委託が増加傾向にあり、受入枠が不足している。
- ④ 施設の高機能化及び多機能化として、里親支援機関としての役割や里親との連携等、里親支援機能がより求められている。
- ⑤ 施設を退所する年齢となっても、家庭に戻れない子どもに対して、適切な自立支援及びアフターケアを行う必要がある。

＜今後の取組＞

- ① 児童養護施設本体施設の近隣に、地域小規模児童養護施設または分園型小規模グループケアの設置を促進する。
- ② ケアニーズの高い子どもの複雑な行動上の問題等を解消できるよう、児童養護施設本体施設に心理職や看護師等専門職を配置するとともに、保育士や児童指導員の配置を充実し、集中的にケアできる体制整備を支援する。また、職員数の少ない地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアにおいても、養育に求められる技能の高度化に対応できるよう研修を実施し、職員間の連携を強化し、孤立しないよう支援する。
- ③ 児童養護施設で、措置入所した子どもと一時保護した子どもが混在しないよう配慮する。また、一人ひとりの状態に応じて一時保護を適切に実施するため、児童養護施設内に一時保護専用スペースの設置を検討する。また、乳児の一時保護機能を充実し、緊急一時保護に対応できる体制を整える。
- ④ フォスタリングの包括的実施体制の構築に向け、児童養護施設（里親支援専門相談員を含む）における里親支援の役割として、里親制度の啓発及び里親のリクルートでは、シンポジウム・地域相談会・短期養育里親説明会等に参加し里親候補者を開拓する。里親委託中の支援では、関わりのある子ども及び里親に対して家庭訪問を実施し養育に対する安心感を高める。児童養護施設で生活している子どもたちの中で、親との面会や外泊の機会が少ない子どもには、週末里親の利用調整等を行い、質の高い里親養育体制を確立していく。
- ⑤ 子どもが施設等を退所した後、困ったときに相談に応じるのは施設等の職員が多いことから、国の施策の方向性も視野に入れつつ、子どもが円滑に自立した生活を送ることができるよう、自立支援専門相談員の配置を検討し、アフターケアの充実を図る。退所後、自らが出身施設に相談できない人もいることから、養育に携わる職員が、アフターケアについてはインケア時から連綿とつながる支援との認識をもって、施設等で生活している間に子どもとの良好な関係性を築き、子どもの自立支援をサポートしていく。

8 一時保護改革に向けた取組

(1) 一時保護の受入先の状況

<受入先>

乳児の場合 : 乳児院・乳児棟、里親、NPO、病院

乳児以外の場合 : 一時保護所 ※1

一時保護委託（児童養護施設、里親、NPO、病院等その他施設）※2

※1 一時保護所に入所する子ども

①緊急保護が必要な子ども

(例) 「子どもの生命の保護と最低限の生活保障」を行う必要があると判断するもの
虐待通告により職権で保護した子ども
家出を繰り返し、犯罪に巻き込まれる可能性のある非行の子ども
保護者から「虐待してしまいそう」という逼迫した相談のあった場合の子ども
深夜に放置されている幼児 など

②行動観察の必要な子ども

(例) 日々の生活を観察し、心理判定等が必要な子ども
投薬や医療機関の受診等の的確な診断が必要な子ども
施設等に適応できなかった子ども

※2 一時保護委託をする子ども

①保護者の病気等で、その間の養護が必要な子ども

②自分自身で通学が可能な高校生

③一時保護所でアセスメントを受け、子どもの処遇の方向性や適性に合わせて一時保護委託が適当である子ども

(2) 一時保護所の必要定員数、施設等における一時保護委託数の確保

【一時保護所の必要定員数】

<現状>

①入所子ども数の推移（年間平均）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
1日あたり	14.1人	15.6人	16.6人	17.1人	22.5人
1人あたり	23.2日	20.6日	22.8日	24.5日	27.3日

<課題>

- ① 虐待相談対応件数の増加に伴い、緊急一時保護（安全確保）が増え、今後も増加が見込まれる。また、施設等に入所できず、やむを得ず一時保護所での保護が長期化するケースもある。
- ② 不適切な養育によって傷ついた子どもの入所が多く、さまざまな問題行動や身体的・精神的症状を呈することから、個々に応じて対応する必要がある。

<今後の取組>

- ① 一時保護所に入所する子どもの増加に対応するため、一時保護所を増築し受入枠を確保する。
- ② 一時保護所では、子どもの安全確保はもとより、子どもの心身の状態を的確に把握し、その安定を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

【施設等における一時保護委託の確保数】

<現状>

- ①一時保護委託件数（委託先は、委託解除の際に在籍していた施設等）（単位：件）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
児童養護施設	14	29	43	44	50
乳児院	15	16	13	17	9
里親	6	3	3	0	14

<課題>

- ① 児童養護施設の一時的保護委託件数が増加しており、さらなる受入枠の確保が必要である。また、各施設の定員内で入所枠があるもののユニットに分かれているため、子どもの年齢や性別によっては委託できない場合がある。
- ② 乳児の一時的保護委託については、乳児院の定員に余裕がなく、入所困難な場合がある。

<今後の取組>

- ① 一時保護を安定的に受け入れるため、児童養護施設に一時保護専用スペースを設ける。また、措置入所している子どもと一時保護した子どもが混在しないよう配慮する。
- ② 児童養護施設の乳児ホーム（乳児棟）への一時保護委託を推進するとともに、乳幼児を養育できる里親を増やすことを目的とした広報を行うことで、乳幼児の一時的保護委託先を確保する。

(3) 一時保護の環境及び体制整備

<現状>

- ① 一時保護所の施設や設備は、児童養護施設の設備運営基準を満たしている。また、居心地の良さを重視した生活支援・治療的ケアの実践は、対外的にも高い評価を得ている。
- ② 充実した個別対応を行うため、1階に個別対応用居室を整備している。また、一時保護所に学習指導員を配置し、学校に通えない間も学習の機会を保障している。
- ③ 一時保護委託において、子どもの安全確保や必要なアセスメントが可能な場合は、地域での生活を可能な限り保障し、子どもの意見を聞きながら通学や外出を認める。また、可能であれば、在籍している学校に通学できるよう努めている。

<課題>

- ① 一時保護所で過ごす期間が長期化する傾向がある中、子どもの支援やケアの質を高め、養育環境を充実する必要がある。
- ② 施設等への一時保護委託が増加しており、受け入れる施設の人材育成が必要である。

<今後の取組>

- ① 一時保護所職員の専門性向上を図る人材育成及び適切に子どもの支援ができる勤務体制を構築する。
- ② 施設等の職員に対して、一時保護委託に関連した研修を実施する。

(4) 一時保護された子どもの権利擁護

<現状>

- ① 一時保護に際しては、児童福祉司が子どもやその保護者に措置理由等について十分な説明を行うとともに、一時保護中の面会や通信の制限など処遇についても丁寧に説明している。
- ② 一時保護する子どもには、自らの権利や施設生活の規則等について、子どもの年齢や状態に合わせて説明している。また、意見箱を設置し、いつでも意見を表明できるようにしているほか、子ども間で暴力等の被害にあったときの相談方法等を記載したポスターを施設内に掲示している。
- ③ 一時保護を決定した際には、保護者に速やかに通知し、不服申立の手続きについて適切に説明している。

<課題>

一時保護した子どもの立場に立って質の高い支援を行うため、一時保護所の自己評価及び外部評価を定期的に行う必要がある。

<今後の取組>

- ① 一時保護ガイドラインにある第三者による評価の趣旨を踏まえ、一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みとして、現在実施している一時保護所の評価検証の実施内容を充実するなど第三者による評価の機能を高める。
- ② 一時保護所のさらなる処遇改善に向けて、退所する子どもを対象にアンケートを実施する。

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

<現状>

施設等を退所する子どもの自立支援に関して、次の取組を実施している。

【社会的養護自立支援事業の取組】

① 社会的養護自立支援業務

業務委託により、支援コーディネーターを配置し、継続的な支援計画の作成、生活相談等を実施している。また、ビジネスマナーや話し方等、社会生活を営む上で必要な知識、生活技能等を修得するための支援を実施している。

② 堺市社会的養護自立支援事業費補助金

自立のために特に支援の必要性がある者には、原則 22 歳に達する日の属する年度の末日まで、安定した住居の確保等、必要な支援（居住費・生活費）を実施している。

【施設等におけるリービングケア・アフターケアの取組】

① さかいアフターケアセンター事業

児童家庭支援センターは、施設等を退所した子どもが、堺市で就職し、その後も定着できるように、関係機関と連携しながら地域に根差した支援を行っている。

② 身元保証人確保対策事業

市は、子どもの自立を支援するため、施設等の施設長等が身元保証人となった場合の損害賠償保険料を負担している。

③ 施設等の退所者に対する自立支援資金貸付事業（大阪府事業）

住居費や生活費等の確保が困難な者に対して、家賃相当額や生活費の貸付を行い、安定した生活基盤を築き、自立して生活できるよう支援している。

④ 児童養護施設におけるリービングケアとアフターケア

将来、子どもが児童養護施設を退所し自立した生活を送ることを見据えて、日常的に自立に向けた支援を行っている。進路選択における相談、活用できる助成金等の紹介、住宅設定への協力など、子ども一人ひとりに応じた支援を実施している。

<課題>

- ① 子どもが不安を抱かずに、自分の希望する進路を選択できるよう、さまざまな進路があることやそれに応じた支援方法があることを認識してもらう必要がある。
- ② 施設等を退所後、困りごとが重篤化する前に相談できる仕組みが必要である。
- ③ 困っていることを相談できない退所者には、アフターケアが届きにくい。

<今後の取組>

- ① 進路の選択肢を増やすため、就学についての相談支援を丁寧を実施する。また、大学等への進学をめざす人を支援するため、就学者自立生活援助事業の実施を検討する。
- ② 子どもが退所後も、訪問や電話のほか、SNS などさまざまなツールを活用して施設職員とつながりを持てるよう、児童養護施設で生活している間に施設職員と良好な関係性を築き、安心感を醸成する。また、里親家庭から、自立した子どもへの相談支援体制の構築を検討する。
- ③ 自ら相談できない人もいることから、施設職員が定期的に連絡を行うことや、施設等で生活している間に子どもとの良好な関係性を築き、子どもの自立支援をサポートしていく。

10 児童相談所の強化等に向けた取組

<現状>

子ども相談所の体制（平成31年4月1日現在）

児童福祉司 41人（内、スーパーバイザー 6人）

児童心理司 8人

<課題>

- ① 増加する児童虐待事案に対応するため、子ども相談所の強化が必要である。
- ② 「児童虐待防止対策総合強化プラン」に沿った人材の確保と育成が必要である。

<今後の取組>

- ① 令和2～4年度の3年間で、児童福祉司及び児童心理司を増員し、100人体制に拡充する。
 - ・児童福祉司及び児童心理司については、1年度あたり15人程度の増員を行う。
 - ・その他体制の強化
 - 虐待対策課の機能分化による係体制の強化
 - 里親養育支援強化に向けた体制の強化
 - 区の相談支援体制の強化
- ② 人材の育成
 - ・児童福祉司、スーパーバイザーの義務研修の受講
 - ・スキルアップ研修として、庁内職員や外部講師を活用して、さまざまなテーマ別の専門研修や面接トレーニング研修等を実施する。
- ③ 関係機関との連携の強化
 - ・子ども相談所と区において、支援対象の子どもやその家族全体の実状に合わせたケースの目標に向けて、協働して支援を行っていく。
 - ・要保護児童対策地域協議会での各関係機関との時機を得た情報の共有を高める。
 - ・警察との連携を強化

1 1 検討経過

日 程	会議名等	検討項目内容
平成 30 年 12 月 17 日	第 1 回 堺市社会的養育推進計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市社会的養育推進計画の目的及び懇話会の進め方 ・堺市の社会的養育に関する現状 ・「代替養育を必要とする子ども数」の算出方法
平成 31 年 3 月 14 日	第 2 回 堺市社会的養育推進計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援体制の構築 ・一時保護改革に向けた取組 ・児童相談所の強化等に向けた取組
令和元年 5 月 21 日	第 3 回 堺市社会的養育推進計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・代替養育を必要とする子ども数の見込み ・里親等への委託の推進に向けた取組 ・特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
令和元年 7 月 31 日	第 4 回 堺市社会的養育推進計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者である子どもの権利擁護の取組 ・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ・社会的養護自立支援の推進に向けた取組
令和元年 9 月 17 日	第 5 回 堺市社会的養育推進計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・代替養育を必要とする子ども数の見込み ・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ・一時保護改革に向けた取組
令和元年 10 月 25 日	第 6 回 堺市社会的養育推進計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市社会的養育推進計画（素案）
令和 2 年 1～2 月	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市社会的養育推進計画（案）
令和 2 年 3 月 1 1 日	第 7 回 堺市社会的養育推進計画懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市社会的養育推進計画（案）

【用語の説明】

行	語句	説明
あ	愛着形成	子どもが特定の他者に対して、情愛的な絆を持つこと。
	アドボカシー	社会福祉サービスの利用者が（社会的養護のもとにある子どもの）自らの意思の表明と表明された意思の実現が可能となるように支援すること。また、意思表明することが困難な者については、援助者が代弁すること。
	アフターケア	児童養護施設等を退所する者が、地域社会で安定した生活を送れるように行う支援。
	一時保護	児童相談所長が、子どもの安全を迅速に確保し適切に保護する必要があると認める場合に、一時保護所又は適当な者に委託して、一時的に保護すること。
	一時保護委託	一時保護を児童福祉施設、里親、警察署、医療機関等に委託して行うこと。
	一時保護所	専ら児童相談所に付設し、緊急保護や行動観察等が必要な子どもを一時的に保護するための施設。
	医療的ケア	社会的養護の分野での医療的ケアは、児童養護施設等において、被虐待児や障害児等継続的な服薬管理等の健康管理を必要とする子どもに対する支援。
	インケア	児童養護施設等で生活している間に、子どもの自立に向けた準備と支援を行うこと。
か	家族再統合	自宅外措置をされた子どもが、再び家族とともに暮らすこと。
	回帰分析	相関関係や因果関係があると思われる2つの変数のうち、結果となる数値と要因となる数値の関係を調べて、それぞれの関係を明らかにする統計的手法。
	家庭養育優先原則	子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則としたうえで、家庭における養育が困難な場合又は適当でない場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組や普通養子縁組、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を優先して進めること。
	公益社団法人家庭養護促進協会	保護者による養育が難しくなった子どもに対し、里親・養親家庭を探す活動を行う民間の児童福祉団体。
	子ども相談所からの指導委託	施設入所までは要しないが要保護性のある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童やその家庭について、児童家庭支援センターが指導措置を受託して指導を行うこと。
子どもの権利ノート	幼児用、学童用、里子用の3種類があり、施設や里親宅（以下、「施設等」）で生活するすべての子どもに配付。施設等で子どもが安心して暮らせるように、施設等での生活について説明し、意見を表明する権利や、自らの権利と同様に他の人の権利を守るためには、ルールが必要であることなどが示されている。	

行	語句	説明
か	子どもの権利ノート ハンドブック	子ども相談所及び施設職員が、「子どもの権利ノート」を子どもたちに説明する際の手引書であり、施設等の入所から退所、アフターケアに至るまで、子どもの健やかな成長や自立を支援するための手引書でもある。
	子どもたちへの大切なおしらせ	施設等で生活する子どもが、施設職員等や他の子どもから暴力等を受けた場合の連絡・相談先や相談方法を説明した冊子で、子どもの権利ノートと一緒に、施設等で生活するすべての子どもに配付。電話で相談しにくい場合には、添付のハガキを使って、子ども家庭課に相談できるようにしている。
さ	里親	児童福祉法に基づき、何らかの事情で家庭で生活できない子どもを、自分の家庭に迎え入れ、養育する者。
	里親審査部会	児童福祉法施行令第29条に基づき、里親認定の適否について意見を聴取する審議会。
	里親支援専門相談員	里親支援を行う児童養護施設等に配置され、里親やファミリーホームの支援や入所児童の里親委託推進等を行う者。
	里親等委託率	里親等委託率＝（里親委託児童数＋ファミリーホーム委託児童数）÷（里親委託児童数＋ファミリーホーム委託児童数＋児童養護施設入所児童数＋乳児院入所児童数）
	里子	里親に委託されている子ども。
	算式1	<p>都道府県社会的養育推進計画の策定要領に示された算式</p> <p>代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※ ＝ 里親等委託が必要な子ども数</p> <p>※「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に活用するデータ</p> <p>a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合</p> <p>b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合</p> <p>c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数*の割合</p> <p>*下記により算出した子ども数の合計</p> <p><乳幼児></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数 ・ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数 ・ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数 <p><学童期以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数

行	語句	説明
さ	算式2	<p>都道府県社会的養育推進計画の策定要領に示された算式 代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※ = 里親等委託が必要な子ども数 ※「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に活用するデータ</p> <p>a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合 b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合 c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数*の割合 d. 現に代替養育の対象となっていない在宅の子どもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっている子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合</p> <p>*下記により算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数（又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であった子ども数）を算出 ・ その際、児童福祉法第3条の2における「児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」、すなわち「できる限り良好な家庭的環境」を必要とする子どもとは、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難な子どもや、年長で「家族」に対する拒否感が強い子どもであると考えられることに留意すること。 <p>（注）里親等委託が必要な子ども数については、家庭的養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。</p>
	児童援助計画	児童相談所が、子どもや保護者が抱えるそれぞれの問題点や課題について、家庭環境調整を含めた援助の目標や方法を短期的、中長期的に明らかにし、具体的援助の指針をまとめたもの。
	児童家庭支援センター	子ども、家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行う施設。児童相談所を補完するものとして、児童養護施設等に付設されている。
	児童虐待	親又は親に代わる保護者により子どもに対して加えられた、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）の行為をいう。
	児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
	児童心理司	児童相談所に配置され、子どもや保護者等からの相談に応じるとともに、子どもに対して、診断面接、心理検査、観察等を行うほか、心理療法や助言指導等を行う者。

行	語句	説明
さ	児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
	児童相談所運営指針	児童相談所の運営や活動の要領を示す全国的な指針。
	児童福祉司	児童相談所に配置し、子どもの保護やその他子どもの福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う者。
	児童養護施設	保護者のない、虐待されているなど家庭における養育が困難で、保護を必要としている子どもを入所させて養育する施設。
	社会的養育	家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている全ての子どもが対象であり、子どもの権利、子どものニーズを優先に、家庭のニーズも考慮して行うもの。
	社会的養護	保護者のない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うもの。
	社会的養護自立支援事業	児童養護施設等で入所していた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を実施する事業。
	就学者自立生活援助事業	大学等に就学中であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるものに対し、児童自立生活援助を延長して行うことにより、社会的自立を支援する事業。
	週末里親	乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設で生活している子どもの中で、保護者の面会や外泊の機会の少ない子どもを、週末（月1回程度）、又は夏休みやお盆、お正月等の時期に、家庭で一緒に過ごして家庭生活の経験をさせてくれる者。
	ショートステイ（子育て短期支援事業）	保護者が社会的事由により、子どもの養育が一時的に困難になったとき、子どもを児童養護施設等で一定期間、養育や保護を行う事業。
	自立支援計画	児童養護施設等が、児童相談所が作成した「児童援助計画」を基に、入所から退所までの「日常生活面」、「学習面」、「対人関係面」、「家族関係面」等への支援計画を作成。
	自立支援専門相談員	児童養護施設等においてアフターケア等の業務を専門的に行う職員。
スーパーバイザー	児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行う児童福祉司。	
た	第三者委員	社会福祉事業を行う者が、利用者等からの苦情を適切に解決するために、苦情の受付や状況把握、意見聴取、事業者への助言などを行うために設置が求められる委員。

行	語句	説明
た	第三者評価	当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、サービスの質の向上に結びつけることができるよう、専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価すること。
	代替養育	保護者のいない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、他の家庭や施設で養育すること。本計画における代替養育を必要とする子どもの見込数は、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設で養育する子ども数を計上。
	DV	ドメスティック・バイオレンス（配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者からの暴力）
	特定妊婦	出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
	都道府県推進計画	都道府県が、国の「社会的養護の課題と将来像(平成23年7月)」に基づき、社会的養護を必要とする児童数の見込みや児童養護施設等の小規模化や地域分散化の取組、家庭養護推進の具体的な取組などを記載した、平成27年度を始期とする15年間の計画。
	地域小規模児童養護施設	児童養護施設の分園としての位置付けで、定員を6人とし、本体施設から離れた地域の民間住宅等を活用して、家庭的な環境の中で養護を行う施設。
	特別養子縁組	実父母による養育が困難・不適当であり、児童の利益のために必要と認められる場合、養子が戸籍上実親との関係を断ち切り、縁組の原則不解消という形態をとる養子縁組制度。
	トラウマ	自分では対処できないほどの強い刺激あるいは衝撃的な体験が与えられ、時間が経っても感情、行動など、精神生活上に強い影響を及ぼすものとして残ること。
	トワイライトステイ（夜間養護等事業）	保護者の仕事等の理由によって帰宅が夜間に及ぶ場合に、児童養護施設等で、子どもを養育する事業。
な	乳児委託促進事業	乳児の養子縁組を予定している養子縁組里親等に対し、里親と里子（特に新生児）をマッチングする段階において、乳児院等で生活を共にし、適宜スタッフから育児手法を学ぶ場を提供する事業。本市独自の呼称。
	乳児院	保護を要する乳児を入院させて、養育することを目的とする施設。
	乳児棟	本市の児童養護施設において、本体施設と別棟に必要な設備と職員を配置して、乳幼児の入所や一時保護、ショートステイの受入れを行う。本市独自の呼称。
は	パーマネンシー	要保護児童の処遇において、永続的な家庭環境を保障すること。
	被措置児童等虐待	措置された子どもへの施設職員や里親等による暴力、わいせつ行為、著しい減食や長時間の放置、暴言や拒絶の対応。
	ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	養育者が自宅で6人程度の子どもを受託して養育するもの。養育者は里親や施設職員として一定の経験があることを要件とし、家事や養育の補助人員も配置することが必要。

行	語句	説明
は	フォスタリング機関	一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関。
	フォスタリング業務	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び里親委託後における研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における養育支援や里親委託措置解除後の支援など、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われるさまざまな支援。
	分園型小規模グループケア	児童養護施設の敷地外において、小規模なグループホームでケアを行うもの。
	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき子どもを入所させて、これらの者を保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
ま	マッチング	子どもと里親家庭の選定。子ども、実親及び里親に対して、十分な情報提供を行うとともに、子どもと里親の交流や関係調整を行い、熟慮のための期間を確保したうえで、委託の適否の判断を行う。
や	養育里親	保護者のいない子どもや虐待などの理由により保護者が養育することが不相当と認められる子どもを一定期間養育する里親。
	養子縁組里親	将来にわたって保護者が養育できない子どもを、養子縁組前提で養育する里親。
	要保護児童対策調整機関	要保護児童等の保護又は適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会において、同協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援の実施状況を把握し、他の関係機関等との連絡調整を行う機関。本市では、子ども家庭課と各区子育て支援課が調整機関の役割を担っている。
ら	ライフストーリーワーク	子どもの生い立ちを、子どもと一緒に整理していくこと。子どもの理解度にあわせた正確な入所理由を、子どもと家族、児童相談所、児童養護施設等が共有するために実施。
	リーピングケア	施設入所中に行われる処遇の最終段階で、自立に向けた準備ができているかを判断し、そのために援助や指導を実施。
	レスパイト機能	乳幼児などを抱える家族に対して、一時的な休息を提供するための支援。